審　査　基　準

令和４年３月 15 日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第４条の４第１項
処 分 の 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１７条第１項（確認の手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：銃砲刀剣類と許可証は、あなたの住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口へ提出して確認を受けてください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許認可管理センター （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：